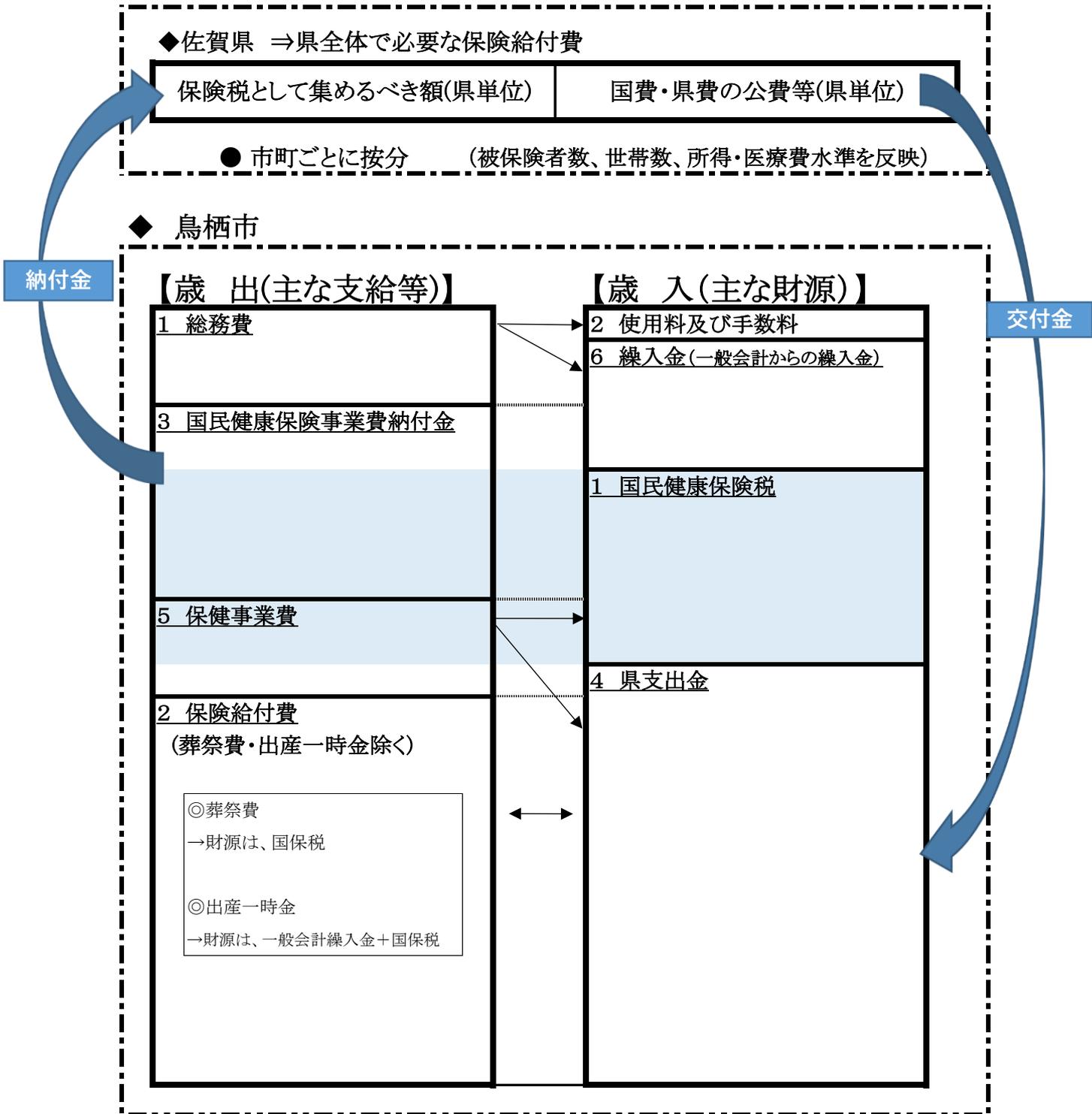


※県単位化後の国保特別会計

参考資料



◎基本的に国保税で賄う部分は、着色部分。

◎市町は、県が市町ごとに決定した納付金を県に納付する。

◎葬祭費、出産一時金以外の保険給付費については、県からの交付金で賄うこととなるため、保険給付に必要な費用は全額県から交付される。